

「岩手県建築物安全安心実施計画（第三次）（案）」に関するパブリック・コメントの実施結果について

以下のとおり、実施結果がまとまりましたのでご覧下さい。

1. 「岩手県建築物安全安心実施計画（第三次）（案）」に係るパブリック・コメントの実施状況

(1) 意見の募集

ア 期間 平成17年1月25日から2月25日まで

イ 公表方法

(ア) ホームページへの掲載 県庁（広聴広報課及び建築住宅課のHP）

(イ) 印刷物の縦覧

県庁行政情報センター、各地方振興局等の行政サブセンター、県庁建築住宅課、各地方振興局土木部にて縦覧（縦覧者なし）

(ウ) 報道発表

平成17年1月20日 県政記者クラブへ資料提供

(エ) 住民説明会開催（4会場で開催。参加者総数70名）

| | 会場 | 開催日時 | 参加人数 |
|---|---------------|---------------------|------|
| 1 | 水沢地区合同庁舎第6会議室 | 2月14日（月）18:00～18:50 | 20人 |
| 2 | 大船渡地区合同庁舎大会議室 | 2月15日（火）18:00～19:00 | 20人 |
| 3 | 二戸地区合同庁舎大会議室 | 2月16日（水）18:00～18:50 | 20人 |
| 4 | 岩手県公会堂 23号室 | 2月18日（金）18:00～18:50 | 10人 |
| | 計 | | 70人 |

ウ 意見募集方法

(ア) 電子メール、郵便、FAXなどによる意見提出

(イ) 住民説明会での発言

(2) 意見等の状況

| | 提出件数及び発言者数 |
|---------------------|------------|
| 電子メール、郵便、FAX等による意見書 | 0件 |
| 住民説明会発言者 | 14件 |

3. 意見等の整理（意見書の提出がなかったことから、説明会の発言についての取りまとめ）

| 区分 | 番号 | 意見等の概要 | 件数 |
|----|-----|---------------------|-----|
| 意見 | 1-1 | 定期報告の実効性のある行政指導について | 1件 |
| | 1-2 | 法改正の施行と県の運用について | 1件 |
| | | 小計 | 2件 |
| 質問 | 2-1 | 完了検査率の向上等について | 6件 |
| | 2-2 | 定期報告制度について | 2件 |
| | 2-3 | 安全安心計画の概要について | 2件 |
| | 2-4 | 補助制度について | 1件 |
| | 2-5 | その他 | 1件 |
| | | 小計 | 12件 |
| 合計 | | | 14件 |

4. 住民説明会での意見等に対する回答

別添資料のとおりです。

別紙資料

(意見)

| 会場 | 番号 | 意見 | 県からの回答 |
|-----|-----|---|--|
| 大船渡 | 1-1 | 定期報告率が向上しても、不適合部分が是正されなければ、安全な建築物ではないことから、行政はもっと実効性のある指導をしてもらいたいと思います。 | 定期報告制度は、報告率の向上のみならず報告後の建築物の維持管理における是正指導が重要であります。 昨年の建築基準法の改正では、建築物の所有者の他、調査・検査を行った資格者に対しても報告徴収が可能になり、是正指導の情報を詳しく得ることができるようになりました。 当該計画(案)においては、是正の必要性がある建築物については、当該年度の末日までに完全是正をするよう所有者(管理者)に改善指示書等により是正指導を継続して行うことにより実効性のある計画としております。 |
| 大船渡 | 1-2 | 建築基準法の改正によりシックハウス対策の義務付けがされ、その後すぐ緩和事項が追加されたことから国の作った法律に国民が振り回されているところがある。 県において、もう少し法改正の施行時点では柔軟な対応をしてもらいたい。 | 建築基準法は建築物に関する最低限の基準を定めているものであることから当然遵守すべきものです。 県の立場としては、建築行政の全国組織である日本建築行政会議を通じて法改正の内容について検証をしております。 |

(質問)

| 会場 | 番号 | 質問 | 県からの回答 |
|----------|-----|--|---|
| 水沢 | 2-1 | この計画では、県内の建築物の適法性を確保するため、完了検査の的確な実施を図ることとしているが、完了検査を受けていない建築物については何か対応をしているのですか。 | 当該計画(案)では、通常業務の中で、完成予定日が過ぎても完了検査申請が無いものについては督促を行うこととしております。 また、完了検査強化月間を設け、通常時に督促しても申請が無かった物件について強力に督促を行います。 さらに、建築手続きについて馴染みのない県民のために建築基準法及び確認検査手続を周知する案内チラシを作成し周知を図ることとしております。 |
| 水沢 二戸 | 2-1 | この計画における完了検査率の向上のため、完了検査手数料はもう少し安くすることはできないでしょうか。(2件) | 県では、平成11年度に確認申請及び完了検査にかかる費用を調査し手数料額を定めており、適正な額と考えております。 平成11年度に完了検査手数料が発生した経緯から、完了検査率と完了手数料の関係を考察すると、平成10年度(72.92%)と平成11年度(75.35%)の確認申請率の比較をすると2.43ポイント増であり、手数料の増えたことによる影響はみられないと考えております。 当該計画(案)では、完了検査率向上のために、建築に係る手続きの重要性を周知すること、また、完了検査が未申請である建築物の建て主に対し督促をすることとしております。 |
| 大船渡 | 2-2 | 定期報告制度の適切な運用についてですが、特殊建築物の所有者や管理者に対して督促文書を発行することは、定期報告率の向上に効果があると思います。 定期報告率の向上を図るために当該計画(案)ではどのような対応をしているのでしょうか。 | 当該計画(案)では、定期報告率について目標値を定め、関係団体との協力体制のもと定期報告率の向上を図るとともに、建築物の適正な維持管理に関するパンフレットを作成し建築物の所有者(管理者)に対して建築物の維持管理と定期報告の必要性を周知することとしております。 また、報告対象となる建築物については、定期報告すべき年度には所有者(管理者)に対し報告の案内をだすことにより報告を促します。 特に、案内を出しても報告のない建築物の所有者(管理者)には督促の文書を出し、さらには、必要に応じて建築物の査察を行い、所有者(管理者)に対し報告するよう指導を行うこととしております。 |

| | | | |
|-----|-----|---|--|
| 大船渡 | 2-1 | 平成 15 年度の完了検査率が前年度よりも下がった理由のひとつに、シックハウス対策が導入されたことが関係しているように思います。 住宅において、増改築が多くなっているが、既存の居室部分へ換気システムの導入が義務付けられ建築主の負担が大きくなったのでどうかにならないでしょうか。 | 平成 15 年度の完了検査率が前年度よりも下がった理由をシックハウス対策であると特定することは困難と思われます。 シックハウス症候群は社会問題として取り上げられていることからその対策は重要であると考え当該計画(案)に盛り込んでおります。 なお、シックハウス対策については去年の 6 月に法改正があり、増築において換気計画で増築部分が既存部分から独立している場合は、既存部分への換気設備の導入について適用が除外されております。 |
| 盛岡 | 2-1 | 完了検査率の目標値ですが、実施値が右下がりになっているのに、第三次の目標値を高めに設定するというのはなぜか。 | 昨年度は、目標値を達成しておりませんが、平成 17 年 1 月、2 月に完了検査強化月間を設け、完了検査率向上を目的に督促等を強力に実施しております。 当該計画(案)で目標値を高めに設定し、これを達成するよう関係団体と協力して取り組むこととしております。 |
| 盛岡 | 2-2 | 建築物の定期報告というのは三年に一度の報告であるが、出さない建築物の所有者は決まっているのか。 | 定期報告を毎回提出していただけない建築物の所有者(管理者)がいます。 当該計画(案)では、定期報告の提出がない建築物については、防災週間や業務の中で現場査察を行い、維持保全状況を確認しながら提出するよう指導を行うこととしております。 |
| 盛岡 | 2-1 | 中間検査は完全実施しているのに完了検査率が悪いというのはどういうことでしょうか。 | 本県では、一定規模以上の特殊建築物を中間検査の対象としており、実際には中間検査の対象建築物と完了検査の対象建築物は同じではないため、中間検査の検査率が上がっても完了検査率に直接結びつかないことがあります。 |
| 大船渡 | 2-4 | 建築物の安全性を上げていくというのは良いのですが、それがすべて経費となって建て主の負担になるが、補助制度はありますか。 | 県では、「環境にやさしいいわての住まいづくり助成制度」等といった施策に基づく助成制度を作成しており、計画内でもその普及を実施することとしております。 |
| 大船渡 | 2-3 | 「建築物安全安心実施計画」は、全国的な流れで策定されているのか。 | 計画作成は、国の通知により全国的な流れで策定されております。第三次計画は岩手県独自の基本方針をもとに作成しております。 |
| 二戸 | 2-3 | 第二次計画の実施結果で、県内に 64 棟の小規模雑居ビルがあったようですが、もっと、あるように思うのですが、小規模雑居ビルの定義を教えてください。 | 小規模雑居ビルとは、「3 階以上の階を風俗営業を営む店舗その他これに類する店舗、飲食店等の用途に供する建築物で、3 階以上の各階の居室の床面積の合計がおおむね 2 0 0 m ² 以下のもの」です。その定義ですと、県内には 64 棟あります。 |
| 大船渡 | 2-5 | 一般の木造個人住宅への火災報知器設置の義務付けになる情報はあるのでしょうか。 | 確かに消防法の改正によって 2 年後には住宅の火災報知器の義務づけになるようです。来年度以降には説明ができるようになると思いますので、具体的なところは情報が入りしだいお知らせいたしたいと思います。 |